

奈良県家畜保健衛生所再編整備基本構想作成業務説明書

第1 業務概要

1. 業務目的

家畜保健衛生所業務第一課（大和郡山市筒井町）及び家畜保健衛生所業務第二課（御所市南十三）の建物の老朽化が進行するとともに、建物の耐震性が低いことから改修等の対応が必要である。

また、平成30年以降、国内で豚熱感染地域が拡大しているのに加え、令和4年度には高病原性鳥インフルエンザが全国的に多発した。今後も警戒を要することから、バイオセキュリティを向上させる必要性が高まっており、より衛生的な施設への転換が求められている。現行の施設では、ダーティーゾーンとクリーンゾーンの動線が交差し、感染を拡大させるおそれがあることから、建物の配置から根本的に見直しが必要である。

本業務は、上記の課題を改善するため、家畜保健衛生所業務第一課及び第二課の機能の統合及び建替を検討することを目的とする。

2. 業務内容

家畜保健衛生所における現状の課題を整理の上、基本構想作成に係る以下の業務を実施する。

① 業務スケジュールの立案

- ・本業務完了までに必要となる様々な業務等を洗い出し、それらの業務に要する期間の推計及び実施が妥当と考えられる時期の想定

② 建物の施設配置等の作成

- ・簡易な建物の平面及び立面ポンチ絵等の作成
- ・防疫衛生上適切な建物の施設配置等の作成

③ 建替候補地（以下、「候補地」という。）の絞り込み

- ・候補地案として3～5案程度作成
- ・候補地案の土地利用に係る関係法令、規制状況及び費用等の調査
- ・候補地案のメリット及びデメリットの整理
- ・候補地案の絞り込み及び精査

④ 地元及び関係者向け資料の作成

- ・候補地及び施設概要、業務スケジュール等についての資料の作成

3. 履行期間

契約締結日から令和7年7月31日（木）まで。

「中間報告」については令和7年5月16日（金）までに行うこと。

4. 委託上限額

金 9,306,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 参考資料（契約時に提供する）

- ① 奈良県が管理する未利用地の情報
- ② 家畜保健衛生所の現状や課題を整理した内部検討資料
- ③ その他本業務に必要となる書類

※「③その他本業務に必要となる書類」については県と協議の上、提供の可否を判断する。

6. 打合せ協議等

- ・原則1ヶ月に1回以上、県との定期的な協議を実施すること
- ・受託者は、本業務の内容及び範囲について県と十分打合せを行い、本業務の目的を達成すること。
- ・全ての打合せには管理技術者が必ず出席すること。
- ・受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時県へ報告するとともに、本業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。打合せの内容は随時記録し、県へ提出すること。
- ・「3. 履行期間」に記載の日程で中間報告を実施すること。
- ・業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な、質疑応答・指示等があった場合については、県と協議の上、議事録を作成し提出するものとする。
- ・打合せ方法については、県担当者との協議により、対面方式のほかWEB会議等でも可能とするが、WEB会議のための環境は受託者において用意すること。

7. 成果品

本業務は電子納品対象業務とする。

成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書等を納品する。

提出する成果品と数量は次の通りとするが、「要領」で特に記載のない項目については、県と協議の上、決定するものとする。

- ① 業務報告書製本版 2部
- ② 業務報告書等電子媒体（CD-R） 2部
- ③ 基本構想案（A4用紙40～50枚程度） 30部×2回（関係者向け説明2回分）
- ④ 基本構想案概要版（A3用紙2枚程度） 30部×2回（関係者向け説明2回分）
- ⑤ その他県より指示のあった資料等一式

※業務報告書には、受託者が作成した資料等一式、本業務に関して受託者が調査及び取得した資料等一式、打合せ記録書一式を含む。

8. その他特記事項

- ・作業の内容及び規模等が設計変更の対象となる可能性が生じた場合には、事前に県と協議するものとする。
- ・この業務説明書に定め無き事項又は本業務の履行に際し、疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従わなければならない。
- ・業務執行の過程で得られた図表等の著作権等、一切の知的所有権は県に属するものとする。
- ・履行期間後においても、成果品について誤りや不備があった場合は、受託者の責任において、速やかに対応し、修正を行うものとする。
- ・業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。

第2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

1. 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」又

は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれかの資格を有していること。

2. 過去10年以内（平成26年4月1日から公告日まで）に、官公庁（国、地方公共団体、独立行政法人等）の庁舎又は施設の新築又は建替に係る基本構想又は基本計画を作成した経験（業務が完了したものに限る。）を有すること。
3. この業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（2名又は3名）及び照査技術者（1名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、①・②については選択科目が「都市計画及び地方計画」又は「施工計画、施工設備及び積算」、③・④については、技術部門が「都市計画及び地方計画」又は「施工計画、施工設備及び積算」であること。

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設））
- ② 技術士（建設部門）
- ③ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
- ④ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

なお、配置される技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては本業務契約締結日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

4. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
5. 国税及び地方税を滞納していない者であること。
6. 参加表明書の提出の日から特定通知の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
7. 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
8. 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
9. 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
10. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
11. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構

成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。

12. 上記10. および11. 並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人でないこと。
13. 役員等（役員および経営に事実上参加している者。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
14. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を有している法人でないこと。

第3 手続き等

1. 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 食農部 畜産課 防疫衛生・畜産振興係（県庁分庁舎5階）

TEL：0742-27-7450 FAX：0742-22-1471

メール：chikusan@office.pref.nara.lg.jp

2. 参加表明書作成に関する質問の受付、回答及び参考資料の閲覧

① 提出方法

質問がある場合は、メール（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。

② 提出先

担当部局

③ 受付期間

令和7年1月23日（木）の午後4時まで

但し、受信の確認は、午前9時から午後4時まで（12時から13時を除く）とし、奈良県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

④ 回答

令和7年1月27日（月）までに、奈良県畜産課のホームページに掲載する。

⑤ 閲覧方法及び期間

・「第1 業務概要」の「5. 参考資料②③」の閲覧を希望する場合は、担当部局において閲覧することができる。

・参考資料の貸与は認めない。

・閲覧希望日時を事前に担当部局まで電話にて連絡すること。

・閲覧は、令和7年1月28日（火）の午後4時までとする。但し、閲覧及び閲覧希望日時の連絡は、午前9時から午後4時まで（12時から13時を除く）とし、県の休日を除く。

3. 参加表明書の提出

① 提出方法

持参に限る。

② 提出先

担当部局

③ 提出物

- ・様式1 参加表明書 1部
- ・様式2 企業の元請実績 1部
- ・様式3 予定技術者の資格等 1部

④ 提出期限

令和7年1月28日(火)の午後4時まで

但し、参加表明書の持参は午前9時から午後4時まで(12時から13時を除く)とし、県の休日を除く。

4. 技術提案書提出者の選定及び通知

① 選定について

参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合は、参加表明書を基に書類審査を行い、上位5者までを選定する。

② 通知について

参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼(技術提案書提出依頼書)又は非選定の通知(非選定通知書)をする。非選定通知書には、選定しなかった理由を記載する。

③ 非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

5. 技術提案書作成に関する質問の受付、回答及び参考資料の閲覧

別途、技術提案書提出依頼の通知時に指定する。

6. 技術提案書の提出

別途、技術提案書提出依頼の通知時に正式に指定する。

① 提出方法

持参に限る。

② 提出先

担当部局

③ 提出物

- ・様式4 技術提案書 正1部、副1部
- ・様式5-1~2 実施能力に関する技術提案 正1部、副1部
- ・様式6-1~3 企画力に関する技術提案 正1部、副1部
- ・参考見積書(任意様式) 1部

本業務説明書の全ての業務(技術提案書の内容を含む)に要する費用について記載すること。

なお、この資料はあくまでもヒアリング時の説明用資料であるため、技術提案書に記載されていない提案が記載されていても評価の対象とならない。

④ 提出期限

令和7年2月13日(木)の午後4時まで(予定)

但し、技術提案書の持参は午前9時から午後4時まで(12時から13時を除く)とし、県の休日を除く。

7. ヒアリング

技術提案書について、ヒアリングを実施する。以下を予定しているが、詳細については技術提案書提出後に個別に通知する。

- ① 日時
令和7年2月中旬（予定）
- ② 場所
別途通知する
- ③ 出席者
予定管理技術者（必須）、予定担当技術者（任意）
※予定照査技術者は出席できない。
- ④ ヒアリング時間
プレゼンテーション（15分）、質疑応答（10分）
※ヒアリング時のパソコンの使用は認めない。

8. 受託業者の特定

- ① 審査
参加表明書、技術提案書及びヒアリングを基に、後述する「第4 技術提案書を特定するための評価基準」（100点）について審査し、最高得点者を特定する。
- ② 通知について
技術提案書を提出した者には、特定又は非特定を通知する。このうち、特定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。
- ③ 非特定理由の説明申請について
非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

第4 技術提案書を特定するための評価基準

1. 技術提案書の評価基準は下記の通りとする。

評価項目	評価基準	評価点
実施能力	①業務の遂行にあたって、本業務の目的や前提条件、内容を十分理解しているか。	10点
	②業務の遂行にあたって、実施体制や具体的なスケジュールが示されているか。	5点
	③本件業務と同類業務の実績があるか。	10点
	④配置予定技術者が業務に見合うだけの十分な能力を有しているか。	5点
企画力	⑤業務の目的を十分理解したうえで、衛生的な施設配置を検討するといった業務の効果が、提案内容の中で明確であるとともに、実現性の高い提案となっているか。また、建物の建替えに際してのZEB等の環境への配慮が提案内容の中で明確であるとともに、実現性の高い提案となっているか。	20点

	⑥土地利用に係る規制や費用比較など、移転候補地の絞り込みにあたっての方針及び手法が具体的に示されているか。	20点
	⑦業務の目的を十分理解したうえで、地元や関係者の理解を得るといった業務の効果が、提案内容の中で明確であるとともに、実現性の高い提案となっているか。	20点
業務コストの妥当性	⑧提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額であるか。	10点

2. 全評価項目を合計した評価点の最高点者が2者以上いる場合は、以下の優先順位の評価項目で評価点数の合計点が高い方に決定する。

「企画力」合計→「実施能力」合計→「業務コストの妥当性」

3. 合計した評価点が6割以上であることを特定の要件とする。

第5 参加表明書の作成等

1. 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
2. 参加表明書の表紙は様式1により作成すること。
3. 各様式A4片面印刷とし、各記載欄の大きさの配分は任意で設定して構わない。また、枚数は各3枚以内とするが、どの評価基準に基づいた提案が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする。複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出すること。文字等が判読困難である場合、また実績が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする場合がある。

4. 企業の元請実績

「第2 参加資格」の2. に掲げる実績を1件以上かつ5件以内で様式2に記載すること。実績は元請として受託したものに限るものとし、下請、協力会社、再委託先等、元請として受託していないものは実績として認めない。各実績には、業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる書類を添付すること。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とする。

5. 配置予定技術者の資格等について、様式3に記載すること。

① 保有資格

「第2 参加資格」の3. に掲げる資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付すること。

添付資料により資格が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とする。

② 同類業務実績

管理技術者又は担当技術者として従事し、平成26年4月1日以降、履行完了した同類業務実績について、2件以内で記載すること。ここでいう同類業務とは「官公庁（国、地方公共団体、独立行政法人等）の庁舎又は施設の新築又は建替に係る基本構想又は基本計画」の作成業務とする。なお、各実績には、業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績

評定通知書等、完了実績が明確に確認できる書類を添付すること。

6. 参加表明書に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできない。なお、受託後の業務実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限る。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について県が求める資料を提出し、了解を得なければならない。

第6 技術提案書作成上の留意事項

1. 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
2. 技術提案書の表紙は様式4により作成すること。
3. 各様式A4片面印刷とし、各記載欄の大きさの配分は任意で設定して構わない。また、枚数は各3枚以内とするが、どの評価基準に基づいた提案か明確に判断できない場合は、評価の対象外とする。図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としない。右肩の(商号又は名称) 以外に、提出者(再委託先を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。他の様式に記載しても、評価の対象としない。
4. 評価項目「実施能力」
「第4 技術提案書を特定するための評価基準」の1. の①②について、様式5-1及び様式5-2に記載すること。
5. 評価項目「企画力」
「第4 技術提案書を特定するための評価基準」の1. の⑤⑥⑦に関する技術提案について、様式6-1から様式6-3に記載すること。
6. その他
 - ① 提出された技術提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
 - ② 提出された技術提案書は返却しない。
 - ③ 提出された技術提案書の提出期限以降における再提出は認めない。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めない。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とする。
 - ④ 提出期限までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなす。
 - ⑤ プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部(図面、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については、提案を減点又は無効とする場合がある。
 - ⑥ プロポーザルを理由とした県職員等に対するヒアリングは禁止する。
 - ⑦ 提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
 - ⑧ 技術提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。
7. 参考見積について
参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、業務説

明書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、特定しない。

8. 辞退について

技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

第7 参加資格の確認

受託業者として特定された者は、参加資格があることの確認を受けなければならない。提出書類については、特定後に別途通知する。ただし、参加資格のうち、入札参加停止の有無、奈良県建設工事等競争入札参加資格及び奈良県物品購入等競争入札参加資格の登録、本店、支店又は営業所の所在地に関する条件及び、配置予定技術者の資格（雇用関係は除く）については、参加表明書の提出時においても確認を行う。

第8 その他 留意事項

1. 契約の締結

「第3 手続き等」の「8. 受託業者の特定」により特定した最優秀提案者と契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。

2. 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとする。

3. 本業務説明書及び閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は技術提案書の作成以外の目的に使用してはならない。

4. 本業務説明書及び選定された技術提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとする。

5. 本業務の履行にあたっては、別途作成する特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

6. 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要した費用は、提出者の負担とする。

7. 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県食農部プロポーザル方式（公募型）実施要領」によるものとする。

8. 提案者が2者に達しない場合については、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、選定審査会にて事業者の技術提案書を総合的に判断することとする。

9. 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいう。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出すること。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行うこと。

10. 契約締結後、受注者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、違約金支払い義務が生じる。

①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し又は関与していると認められるとき。

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず従わなかったとき。

⑧本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11. 上記10.の⑧の届け出を怠った場合は「奈良県建設工事等請負契約及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

12. 本業務を受託しようとする者は、平成27年4月1日に施行された、奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号)で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受託すること。

①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。

②本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

・最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。

・健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

・厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

・雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。